

	設計		校合		リーダー		所長		副課長		課長	
--	----	--	----	--	------	--	----	--	-----	--	----	--

令和7年度業務委託 ~~設計書~~  
 仕様書

- 1 委託名 資源化センター作業環境測定業務委託
- 2 委託場所 川越市大字鯨井782番地3
- 3 実施額 \_\_\_\_\_ 円 (但し、委託価格 \_\_\_\_\_ 円)
- 4 変更実施額 \_\_\_\_\_ 円 (但し、委託価格 \_\_\_\_\_ 円)
- 差引増減額

5 委託大要、起工・変更理由

変更委託の大要	
委託の大要	資源化センター各作業場の作業環境測定を行う。測定項目：騒音、粉じん(ダイオキシン類含む)、水銀
変更理由	
起工理由	作業環境状況を把握し、職員の健康確保とさらなる快適な作業環境を実現するため、労働安全衛生法施行令第21条第3号及び同法施行規則第592条の2の規定により測定するものである。

本 業 務 内 訳 書							
項目	名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	事前調査費		1	式			打ち合わせ・デザイン費等
2	調査・分析費	ダイオキシン類	2	検体			炉内分として：ガス状及び微細粒子、粉じん合計しての分析とする。
		総粉じん(併行測定)	2	検体			
		粉じん(相対濃度)	426	検体			
		粉じん(質量濃度)	8	検体			
		遊離けい酸含有率	4	検体			
		騒音測定	266	検体			
		水銀測定	12	検体			
3	直接経費	消耗品費等	1	式			ろ紙等
		機械損料	1	式			
		安全対策費	1	式			ダイオキシン類暴露防止等
4	報告書作成費		1	式			
5	諸経費		1	式			
6	積算原価		1	式			
7	消費税		1	式			
8	設計金額						

資源化センター作業環境測定業務委託仕様書

川 越 市  
環境部環境施設課

## 1. 目的

本業務委託は、資源化センター内各作業場の作業環境測定を行うことにより、作業環境状況を把握するとともに職員の健康確保とさらなる快適な作業環境を実現するための維持改善に資することを目的とし、労働安全衛生法施行令第21条第3号及び同法施行規則第592条の2の規定により測定するものである。

## 2. 委託対象施設

委託対象施設は下表に示すとおりとする。

名 称		資源化センター
場 所		川越市大字鯨井782番地3
能 力	熱回収施設	132.5t / 24h × 2炉
	リサイクル施設	53t / 5h
	草木類資源化施設	6.1t / 5h

## 3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

## 4. 測定回数等

- (1) 測定回数は2回とする。
- (2) 測定日については、市担当者と事前に協議のうえ実施すること。

## 5. 測定内容等

- (1) 測定場所、測定項目、測定点数等は別表のとおりとする。
- (2) 当市で提供できる範囲内の過去における作業環境測定の記録及び現場を確認のうえデザインすること。
- (3) 測定方法及びその評価は以下のとおりとする。

### ①騒音

作業環境測定基準、作業環境評価基準による。

### ②粉じん

作業環境測定基準、作業環境評価基準による。

### ③水銀

作業環境測定基準、作業環境評価基準による。

### ④ダイオキシン類

「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成13年4月25日付 基安発第20号）による。また、ろ紙上に捕集された粉じんとウレタンフォームで捕集されたガス状物質及び微細粒子を別々に分析（※ただし、炉内のダイオキシン類測定については、粉じん、ガス状物質及び微細粒子を合計してダイオキシン類濃度の分析を行うものとする。）し、環境省が示した精度管理指針等に準じ実施するものとする。また、同通知に示すD値を用いる方法とする単位作業場所及びそのD値は別表に示す。

(4) 測定・分析時等の写真撮影を行うこと。

## 6. 委託業務実施計画書等

受注者は、業務着手前に以下の書類を指定様式により提出すること。

- (1) 委託業務実施計画書（指定様式）
- (2) 業務従事者名簿（指定様式）（施設の防犯上必要なため）
- (3) 管理技術者等通知書（指定様式）
- (4) その他指定あるもの

## 7. 支払い方法

完了払い

## 8. 受注者の資格

受注者は、業務を遂行するに当たり、必要な場合は作業環境測定士等の資格を有する者に行わせること。

## 9. 責任者の指定

受注者は、業務着手前に業務連絡の中心となる責任者を指定し、6－(3)により届出ること。

## 10. 実施基準

- (1) 測定現場の状況を確認し、安全かつ効率的に測定が進行するよう準備すること。
- (2) 測定の実施に当たっては事故防止に務め、発注者の業務に支障のないよう行うこと。

## 11. 負担区分

測定に要する器材等に係る費用はすべて受注者の負担とし、用水、電力及びエアラインマスク用空気については当市の業務に支障をきたさない範囲内で無償供給する。

## 12. 報告書の提出

受注者は、測定回を前期・後期実施分としてまとめ、以下の報告書を測定毎に提出すること。

- (1) 委託業務実施報告書（指定様式）
- (2) 作業環境測定結果報告書
  - a. 作業環境測定結果についての考察及び評価を含む騒音、粉じん、水銀、ダイオキシン類の項目別報告書（A4判）とし、分冊で各3部提出すること。
  - b. 測定回ごとに測定結果及び考察・評価をまとめた概要（A4判）を3部提出すること。
  - c. 後期実施分の報告書提出時には、前期・後期実施分の測定結果及び考察・評価をまとめた概要（A4判）を3部提出すること。
- (3) 精度管理に関する報告書（ダイオキシン類測定関係）

以下に示す内容等について記録した報告書を1部提出すること。

  - ・標準物質（溶液）に関する記録
  - ・装置に関する記録

- ・試料の保存・管理に関する記録
- ・検量線の確認及び感度変動の確認に関する記録
- ・同定及び定量に関する記録
- ・検出下限及び定量下限に関する記録
- ・回収率に関する記録
- ・操作ブランク試験に関する記録
- ・結果の報告に関する記録
- ・クロマトグラムの記録

なお、トラベルブランク試験、二重測定の実行は求めていない。

(4) 写真

A 4判 1部

- (5) 1回目の報告書提出時には、年度、委託名等を記入した背表紙を付けたパイプファイル等に綴って提出すること。(2回目の報告書も併せて綴じられるようにパイプファイル等の厚さは考慮すること。)

(6) 電子データ

(2)~(4)の電子データを提出すること。(PDFファイル形式を基本とする。)

(7) その他指定あるもの

13. その他事項

- (1) 受注者は、業務を遂行するに当たり建物、設備、機器等に損傷を与えないよう十分に注意し、万一損傷の場合は委託側の責に帰する場合を除き、その賠償の責を負うものとする。
- (2) 本業務の性質上稼働中の機器や車両の停止は不可能なので、受注者は十分な注意を払い実施すること。
- (3) 受注者は、業務を遂行するに当たり各施設の係員と十分な打合せの上行い、その指示に従うこと。また、この打合せ議事録を作成し提出すること。
- (4) 受注者は、川越市環境方針及び環境部環境配慮方針を理解し協力すること。
- (5) 受注者は、「川越市路上喫煙の防止に関する条例」等の川越市諸規定を遵守すること。
- (6) この仕様書は、委託業務の大要を示すものであるから、受注者は現場の状況に応じ測定検査業務の性質上当然必要なことは、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うこと。
- (7) この契約の締結後に、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象になる場合には、経過措置が優先して適用される。
- (8) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

## 測定内容一覧表

## 1. 騒音作業環境測定（1回目、2回目）

施設名	測定対象単位作業場		A測定	B測定	備考
	名称	面積			
熱回収施設	プラットフォーム	約1260㎡	20	1	測定日については、土日祝日及び水曜日を除く9:00～15:00を原則とする。 休憩時間等作業を実施しない時間あり。 作業実施時に測定をすること。
リサイクル施設	プラットフォーム	約870㎡	31	1	
	マットレス解体機室	約80㎡	5	1	
	手選別室（1）	約139㎡	6	1	
	手選別室（2）	約34㎡	5	1	
	手選別室（3）	約209㎡	8	1	
	手選別室（4）	約76㎡	5	1	
	手選別室（5）	約58㎡	5	1	
草木類資源化施設	搬入室	約800㎡	22	1	

## 2. 粉じん作業環境測定（1回目、2回目）

施設名	測定対象単位作業場		A測定	B測定	粉じん測定		※遊離 けい酸 含有量	備考
	名称	面積			質量 濃度	相対 濃度		
熱回収施設	プラットフォーム	約1260㎡	20	1	1	21	1	測定日については、土日祝日及び水曜日を除く9:00～15:00を原則とする。 休憩時間等作業を実施しない時間あり。 作業実施時に測定をすること。
リサイクル施設	プラットフォーム	約870㎡	31	1	1	32	1	
	マットレス解体機室	約80㎡	5	1	1	6	1	
草木類資源化施設	搬入室	約800㎡	22	1	1	23	1	

※遊離けい酸含有量については、1回目のみとする。

## 3. 水銀作業環境測定（1回目、2回目）

施設名	測定対象単位作業場		A測定	B測定	備考
	名称	面積			
リサイクル施設	蛍光灯破碎機室	約27㎡	5	1	測定日については、土日祝日を除く9:00～15:00を原則とする。 休憩時間等作業を実施しない時間あり。 作業実施時に測定をすること。

4. ダイオキシン類作業環境測定（1回目、2回目）

施設名	測定対象単位作業場		A測定	B測定	総粉塵 併行測定	ダイオキシン 類	前回までの D値
	名称	面積					
熱回収施設	炉室	1階	約1400m <sup>2</sup>	26	—	0	10.0
		3階	約1500m <sup>2</sup>	25	1		
		5階	約1500m <sup>2</sup>	17	—		
	搬出室(1)		約84m <sup>2</sup>	6	1	0	10.0
	搬出室(2)		約144m <sup>2</sup>	8	1	0	8.80
	灰出し室	2階	約408m <sup>2</sup>	9	—	0	4.55
		3階	約408m <sup>2</sup>	7	—		
		3階上部	約180m <sup>2</sup>	2	—		
		4階	約408m <sup>2</sup>	5	1		
	4階上部	約324m <sup>2</sup>	2	—			
ごみ破砕 機室		約285m <sup>2</sup>	7	1	0	24.0	

※測定日については、土日祝日を除く8:30～16:00を原則とする。

次項の「炉内等の空気中のダイオキシン類濃度測定」とは別の測定日とすること。

5. 炉内等の空気中のダイオキシン類濃度測定（1回目、2回目）

施設名	測定対象単位作業場		A測定	B測定	総粉塵 併行測定	ダイオキシン類	備考
	名称	面積					
熱回収施設	1号系溶融炉内	—	5	1	1	1	いずれも 清掃後
	2号系溶融炉内	—	5	1	1	1	

※本表に示す測定は1回目とし、2回目は粉じん測定及び1回目のD値（総粉塵併行測定）を用い算出する。

※測定実施日については、1号系、2号系それぞれ別日程で計画すること。（土日祝日を除く8:30～16:00を原則とするが、各炉の停止時に測定するため、運転計画により、測定日の変更及び土日祝日の実施となることもあるので、留意のこと。）

- 注) ① 表中のマス目内の数値は測定点数を表す。A、B測定は過去の測定時等から想定した最低限の数値であるので、現地でのデザインにより必要な場合には追加すること。ただし、契約変更は行わないものとする。
- ② A、B測定の粉じん測定については、デジタル粉じん計の利用は可とする。
- ③ 前回までの測定場所の図面その他必要な資料は、可能な範囲で提供する。